社会福祉法人　湘南の凪　給食調理業務委託　一般競争入札　入札参加申請について

〇委託事業の概要

　　本一般競争入札は、社会福祉法人　湘南の凪が設置・運営する主に知的障がい者を対象とした通所施設(計４か所)での昼食提供について、一括して調理業務を委託することに係る一般競争入札です。献立の作成、食材の発注、調理、盛り付け、食器の洗浄、保管、衛生管理等、調理業務全般を包括的に委託するものです。なお、食材費は入札価格に含まず、単価設定を行い各月の実績に応じてお支払いします。

　　この度の一般競争入札は、令和５年度に入札を行い、令和５年度中の準備作業を含めて、令和６年４月１日から令和７年３月31日までの調理業務委託の契約を締結するものです。なお、業務が良好に行われ、双方に異存が無い場合は、４回の更新を行い計５年間の業務委託を行います。契約更新の際は、人件費や物価の変動等の社会状況を踏まえ、双方協議の上で更新契約を締結します。

　　※委託する内容の詳細は、仕様書を確認してください。

〇基本事項

　▽条件付一般競争入札【事後審査型】のため、入札参加資格を熟読の上、適格であることを確認の上で入札参加申請書を電子メールにて提出してください。入札後に、落札候補者となった者に、入札参加資格の各項目の適格性を証する書類の提出を求め、事後審査を行います。

　　　※入札参加申請書送付 電子メールアドレス　honbu\_jimukyoku@shounan-nagi.or.jp

　　　※メールの表題は、「湘南の凪　給食調理業務委託の申請【会社名】」としてください。

▽電子メールにて申請したときは、「会社名」及び「入札参加申請書を電子メールにて提出した」旨、社会福祉法人　湘南の凪法人本部担当者まで電話をしてください。担当者不在の場合は、担当者宛て伝言するようお話しください。

　　　※電　話　　0467-61-3555

担当者　　法人本部　杉山

　▽申請書の提出や当法人からの通知等は、電子メールにより行います。入札参加申請書に記載する御社のメールアドレスは正確に記載してください。

　▽提出書類

　　・一般競争入札参加申請書

・社会福祉法人　湘南の凪　給食調理業務委託　一般競争入札　入札参加資格チェックリスト

　　※会社概要が分かる資料(ホームページで公開している場合は不要。)

　▽入札事案に関する入札に係る書式等

　　・一般競争入札参加申請書及び提出書類により適格性があると認められたときは、入札参加資格基本確認結果通知書に添付し、入札に係る書式等を送付します。(11月８日(水) メールによる)

　　・入札参加資格のある事業者への現地見学を、令和５年11月10日(金)～14日(火)に事前予約制で行います。(11月11日(土)・12日(日)を除く。)

令和5年11月　日

　　　社会福祉法人　湘南の凪

　　　理事長　　小　林　　倫　殿

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　 　　　　 印

一般競争入札参加申請書

　次のとおり、入札公示に示された入札に参加したく、関係書類を添付の上、入札参加を申請します。

　なお、添付した関係書類を含め、記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

1. 公示年月日

　　令和5年11月1日

　2. 件　　　名

　社会福祉法人　湘南の凪　給食調理業務委託

　3.申請者情報

|  |  |
| --- | --- |
| 会社ホームページ | 有・無　(会社概要を公開している場合は、「有」に「〇」を付ける) |
| 担当者名 | 所属 | 氏名 |
| 連絡先 | 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |

4.添付書類

・社会福祉法人　湘南の凪　給食調理業務委託　一般競争入札　入札参加資格チェックリスト

※会社概要が分かる資料(会社のホームページで公開している場合は不要。)

社会福祉法人　湘南の凪　給食調理業務委託　一般競争入札　入札参加資格チェックリスト

商号又は名称

代表者職氏名

　【注意】次の内容に記載されていることが満たされていることを確認し、満たされている場合はチェック欄に「〇」を記入して提出すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No | 内　 　容 | チェック欄 |
| １ | 逗子市及び葉山町において入札参加資格者名簿（給食業務委託）に登録を受けている者であること。 |  |
| ２ | 地方自治法施行令167条の４第１項の規定に該当していない者及び同条第２項の規定に基づく逗子市及び葉山町の入札参加制限を受けていない者であること。 |  |
| ３ | 県税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。 |  |
| ４ | 法令の規定に基づく許可、認可、登録、免許を受けていること。 |  |
| ５ | 調理業務委託関係の団体に加入し代行保証が可能なこと。 |  |
| ６ | 事故発生時等の緊急時の際、当法人委託事業所へ受託事業者の事業所若しくは営業所から概ね１時間以内に職員が到着し対処できること。 |  |
| ７ | 集団給食を専門業務とし、HACCP 等に基づく適正な衛生管理手法を採用していること。かつ、過去２年間において、県内の事業所で食中毒等の事故により行政処分を受けたことがないこと。 |  |
| ８ | 地方公共団体若しくは社会福祉法人が設置する社会福祉法(昭和26年法律第45号)第２条に定める社会福祉事業中、逗子市若しくは葉山町において同一の運営主体による複数の施設若しくは事業について給食調理業務委託の受託実績のある者。 |  |
| ９ | 神奈川県内において、社会福祉法第２条に定める障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業について３年以上かつ延べ60か月以上の給食調理業務委託の受託実績のある者。 |  |
| 10 | １施設当たり１日50食以上の契約で、刻み食、ミキサー食(離乳食を含む。)、アレルギー食への対応を行う受託実績があり、調理・提供する契約を誠実に履行していること。 |  |
| 11 | 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。 |  |
| 12 | 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立て又は民事再生法（平成22年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てが行われている者ではないこと。 |  |